

再資源化事業推進のための金融的手法の導入



【令和9年度要求額 10,500百万円（新規）】

再生資源供給に資する設備への民間融資を拡大し、再生資源供給サプライチェーンの強靱化を促進します。

1. 事業目的

再生資源供給に資する設備導入等に対する民間融資の拡大に向けて、民間金融機関が行う資源循環分野に対する融資への利子補給や債務保証を行うことで、資源循環分野に対する投融資を促進する。

2. 事業内容

1. 資源循環連携事業における利子補給事業

企業の再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等に対し、金融機関が行う融資の利子の一部を補助し、資源循環分野に対する資金供給の拡大を図る。

2. 資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業

民間金融の知見・規律を利用した民間金融機関の融資の促進により製造業等に再生材の供給を行う資源循環分野への設備投資を後押しし、事業者自らの自立や成長につなげるため、補助金を基金に拠出し、その基金を利用し、民間金融機関の融資に対する債務保証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業／直接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

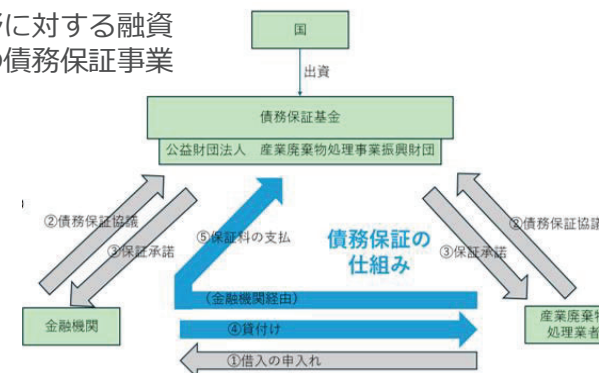
再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等を行う資源循環事業者への融資に対する利子補給（年利1.0%を上限）

資源循環連携事業における利子補給事業のイメージ



新規設備導入・既存設備補修
高度化法認定事業者の拡大促進

資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境・再生資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875
環境省 環境・再生資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903

資源循環連携事業における利子補給事業



【令和9年度要求額 500百万円（新規）】

再生資源供給に資する設備を融資する金融機関を支援し、中小企業等における資源循環投資を促進します。

1. 事業目的

中小企業等による再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等を対象とした融資について、その利子の一部を補助し、資源循環分野に対する資金供給の拡大を図ることで、資源循環事業者における投資・再生資源供給の拡大を促す。

2. 事業内容

1. 地方公共団体の委託を受けて、一般廃棄物の再資源化を行う事業者への支援
地方公共団体からの委託を受けて一般廃棄物処理を再資源化する事業者が、金融機関からの融資を受ける場合に、当該融資利率のうち1.0%（年利）を限度に利子補給を行う。

2. 製造業等が求める質と量の再生材を供給する事業者への支援
製造業等が求める質と量の再生材を供給する事業者が、金融機関からの融資を受ける場合に、当該融資利率のうち1.0%（年利）を限度に利子補給を行う。

※再資源化事業等高度化法の認定を受けた事業を行う事業者またはスタートアップ企業に該当する事業者に対する融資については、利子補給率を加算する。

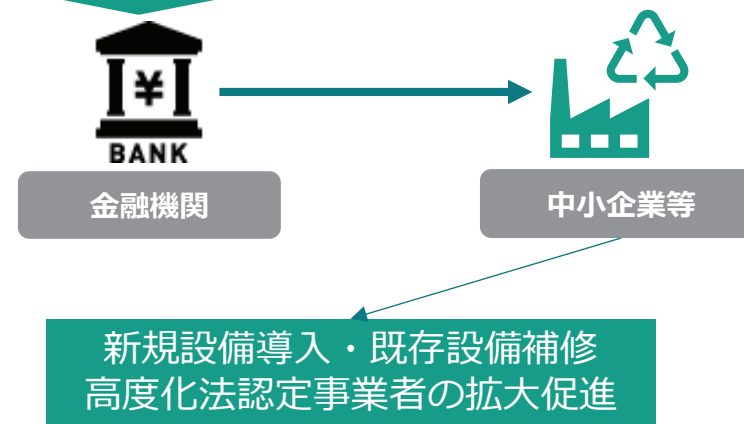
※設備資金、運転資金どちらも対象とする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（利子補給利率：年利1.0%を限度）
- 補助対象 金融機関
- 実施期間 令和9年度～

4. 事業イメージ

再生資源供給能力の向上を目的とした設備投資等を行う資源循環事業者への融資に対する利子補給（年利1.0%を上限）



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

資源循環分野に対する融資促進のための債務保証事業



【令和9年度要求額 10,000百万円（新規）】

資源循環分野の設備投資に対して、民間金融の知見・規律を利用した融資促進のため債務保証を行います。

1. 事業目的

高度リサイクルを可能とする資源循環分野設備等への投資について、計画段階では製造業からの調達確約ケースが少ない等により投資回収までのリードタイムも長く、民間金融機関の融資が受けにくい状況であり、再生材の原料となる循環資源が経済合理性により、リサイクルよりも海外へ流出、焼却・埋立てされるケースも存在する。そのため、民間金融の知見・規律を利用し、民間金融機関の融資の促進により事業者自らが自立や成長につなげるよう債務保証を利用した民間の融資を国として後押しする。

2. 事業内容

民間金融の知見・規律を利用した民間金融機関の融資の促進により資源循環分野への設備投資を後押し、事業者自らの自立や成長につなげるため、補助金を基金に拠出し、その基金を利用し、民間金融機関の融資に対する債務保証を行う。

執行：基金を造成し、事業者借入金に対する債務保証を行う

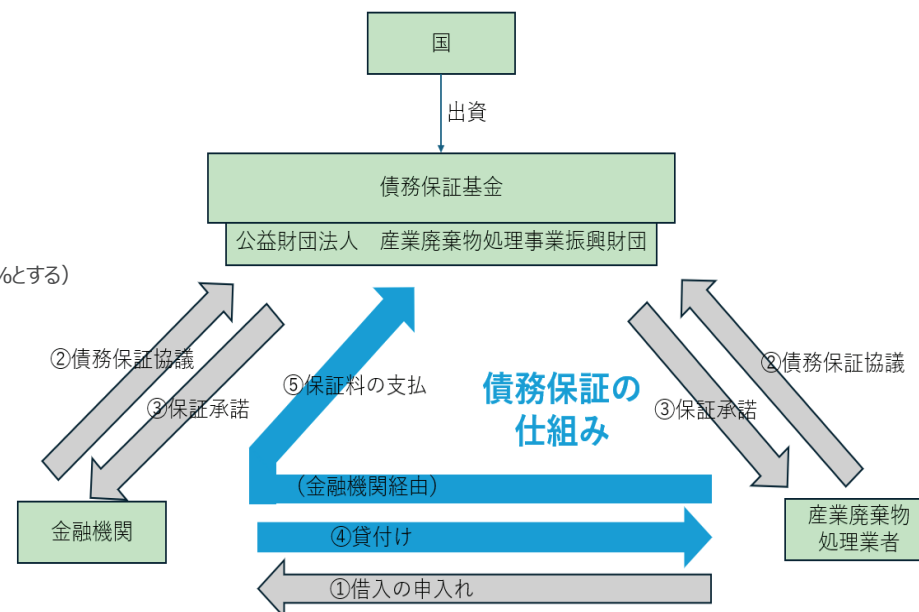
対象：製造業等に再生材の供給を行う資源循環に限る

※最終処分場や焼却施設等の再生材の供給を行わない事業は、従前どおり保証上限を5億円かつ上限率50%とする

保証：上限額50億円、上限率50%

保証期間：最長10年

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

■事業形態 直接補助事業（基金）

■請負先・補助対象 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

■実施期間 令和9年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：03-6205-4903